

## 4 1 デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

(財務省、デジタル庁、総務省、経済産業省、厚生労働省)

### 【内容】

- (1) デジタル社会実現の阻害要因となる目視・実地調査や定期検査・点検、書面・対面のアナログ規制の見直しに当たっては、国が採用するデジタル活用の具体的な手法や手順等に係る情報の共有を行うなど、地方自治体の自主的な見直しに対する積極的な支援を行うこと。
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化は、地方自治体の意見を十分に反映して進めるとともに、システム改修等の経費について、国において所要額の全額を確実に財源措置すること。
- (3) 革新的なデジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。
- (4) DXの推進を人材育成面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を活用できる人材の育成を行うとともに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

### (背景)

- 本県では、2020年10月に知事を本部長とする「愛知県DX推進本部」を立ち上げ、同年12月には「あいちDX推進プラン2025」を策定した。また、産業分野のデジタル人材育成については、同年9月に「デジタル人材育成ワーキンググループ」を設置した。  
愛知県のデジタル化・DXを推進するため、官民におけるDX推進が必須という認識のもと、県行政のみならず、県内企業のデジタル化、デジタル人材の育成とバランスを取りながら、官民の取組を車の両輪として推進している。

- 2021年11月に設置された「デジタル臨時行政調査会」において、今年6月「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（案）」が示され、法令等で維持されているアナログ的な規制の見直しが進められている。  
デジタル社会の実現に向けては、地方自治体においても規制の見直しに取り組むことが重要である。見直しに当たっては、現在、アナログ手法で達成されている業務の目的が、デジタル化によっても達成されることを前提として、地域の実情等に応じて地方自治体が主体的に工夫して進められるよう、取組過程における情報の共有などの国の積極的な支援が必要である。
- 自治体システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が2022年10月に閣議決定され、改めて2025年度末という移行期限が示されたが、標準準拠システムに適合させるための業務プロセスの見直しやシステム移行を短期間で行う必要があるため、地方自治体に過重な負担が生じることが予想される。また、システム移行費用の増大が懸念される中、財政措置としてデジタル基盤改革支援補助金が示されているが、団体規模及び人口区分により補助上限額が設定されており、地方自治体における財政負担の発生が懸念されている。
- AI、IoT、ビッグデータ等による第4次産業革命の進展や自動車産業におけるCASE・MaaSの動きなど、競争力の源泉としてデジタル技術の重要性が非常に高まっている中、本県では、自動運転やロボットなど、当地域の強みであるモノづくりとデジタル技術を融合した革新的技術の社会実装に向けた取組や、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、国内最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。  
こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、DX投資促進税制・IT導入補助金といった税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けたDXの重要性を広く浸透させていく必要がある。
- 2030年には全国で45万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念されており、デジタル技術を活用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DXを推進できる人材の育成が求められる。

( 参 考 )

「あいちDX推進プラン2025 ～デジタルで生まれ変わる愛知～」の概要	
策定趣旨	県におけるICT利活用・DX推進の今後の展開の指針を示す
位置付け	「あいちビジョン2030」や「あいち行革プラン2020」の取組をICTの利活用により加速させ、DXを推進する。
計画期間	5年間(2021～2025年度)
視点・柱	主要取組事項
①県行政の効率化・DXの推進 (県民の利便性向上)	1 先進的なICTを取り入れた業務変革
	2 ICT環境のモバイル化
	3 行政手続のデジタル化
②データの活用	4 官・民における積極的データ活用
③県域ICT活用支援	5 県全体の情報化の推進
④デジタル人材育成	6 デジタル人材の育成



あいちDX  
推進プラン  
2025

## 4 2 地方税財源の確保・充実について

(財務省、総務省)

### 【内容】

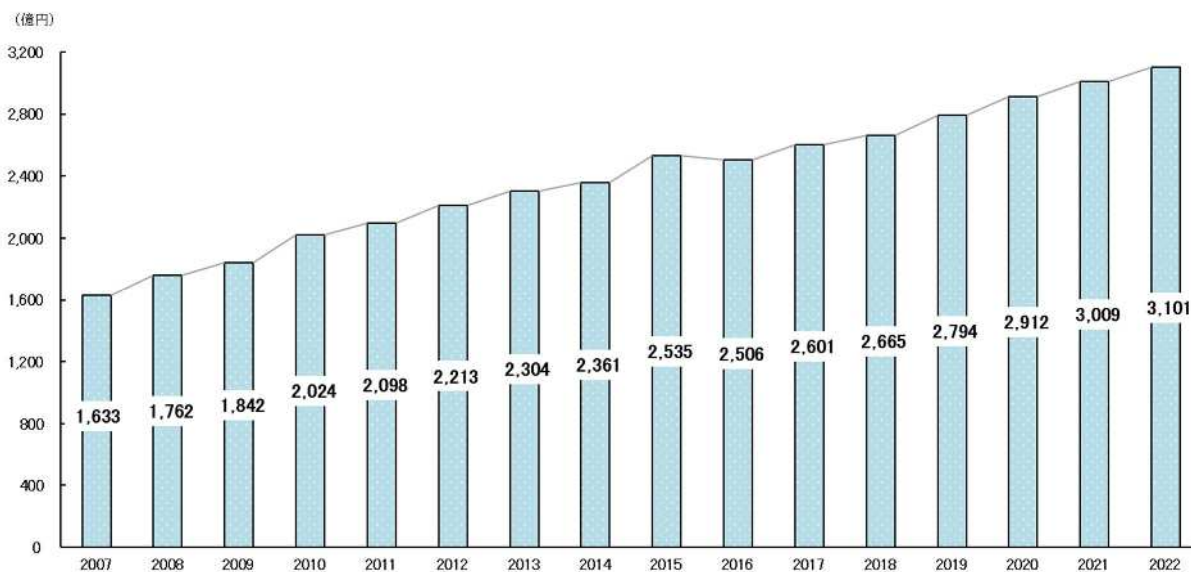
- (1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加を踏まえ、確実な充実を図ること。
- (2) 地方の歳出や税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を抑制し、廃止すること。
- (3) ふるさと納税について、返礼品や控除方法などの更なる見直しを行うこと。

(背景)

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間、地方一般財源総額について、2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、団塊の世代が 75 歳以上に入り始め、社会保障関係費の増加に拍車がかかることから、これまでのように他の歳出の削減や行政改革等で吸収していくことは極めて困難である。ついては、2023 年度以降において同水準にとどまらず確実な充実を図るべきである。

(参考)

### ◇ 愛知県の扶助費の推移

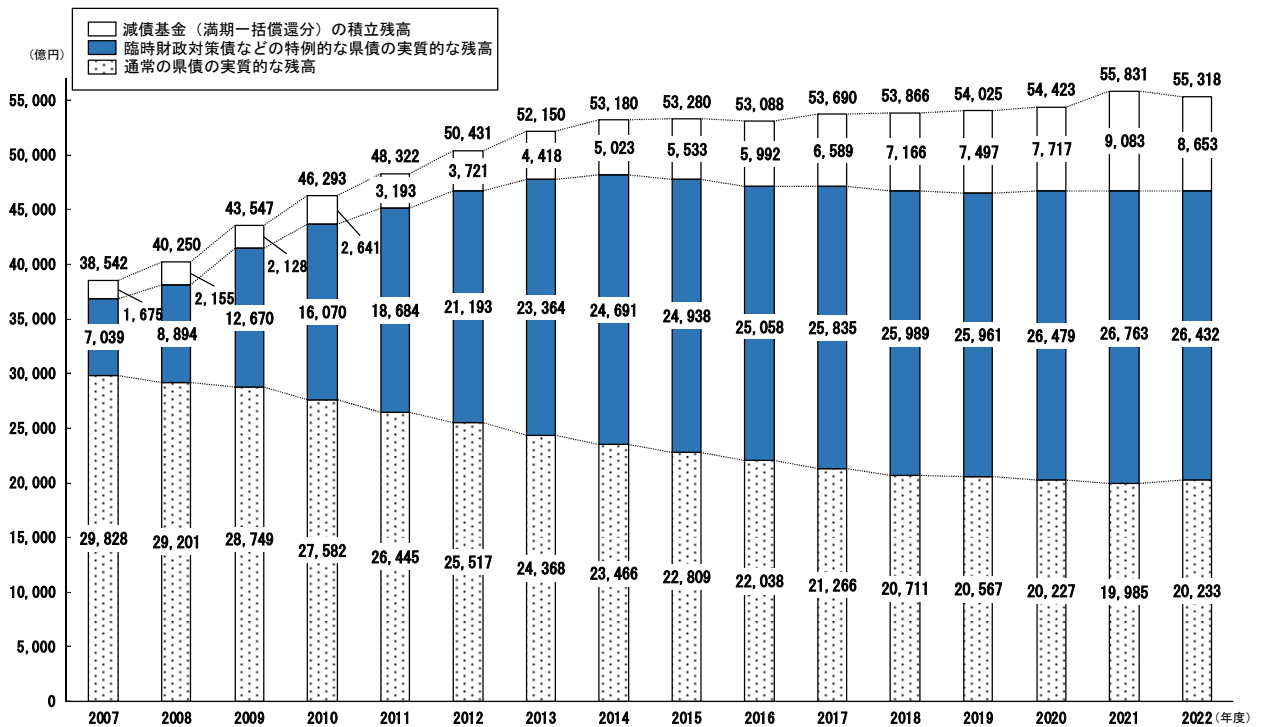


(注) 2021 年度までは最終予算額。2022 年度は当初予算額。

○ 臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題となっている。令和4年度地方財政計画では臨時財政対策債が大幅に縮減され、令和5年度地方財政収支の仮試算においても縮減が見込まれているが、さらに、地方交付税総額を増額するとともに、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、臨時財政対策債を廃止するべきである。

(参考)

◇ 愛知県の県債残高の推移



(注) 1 2020年度までは決算額。2021年度は決算見込額、2022年度は当初予算額ベース。  
 2 減債基金(満期一括償還分)とは、一定の年限後(満期)に全額償還する方式の県債について、その償還に備えて、総務省が示す積立ルールに基づき毎年度発行額の30分の1を積み立てるもの。  
 3 実質的な残高とは、名目上の残高から減債基金(満期一括償還分)積立残高を控除した額を指す。  
 4 特例的な県債は、臨時財政対策債、減収補填債(特例分)、減税補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債、猶予特例債の計としている。

○ ふるさと納税制度本来の趣旨に沿った、被災地への支援などへの活用は、「尊い志」を具現化する大変意義深いものであり、本県もふるさと納税制度を活用し、新型コロナウイルス感染症患者受入れ入院医療機関の医療従事者を応援する寄附や、ウクライナからの避難を余儀なくされ、愛知県内で避難生活を送られる方々を支援する寄附をお願いしている。一方で、返礼品競争に対しては、2019年度税制改正の見直しでは、まだ不十分であり、返礼割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。

## 4 3 まち・ひと・しごと創生について

(財務省、内閣官房、内閣府)

### 【内容】

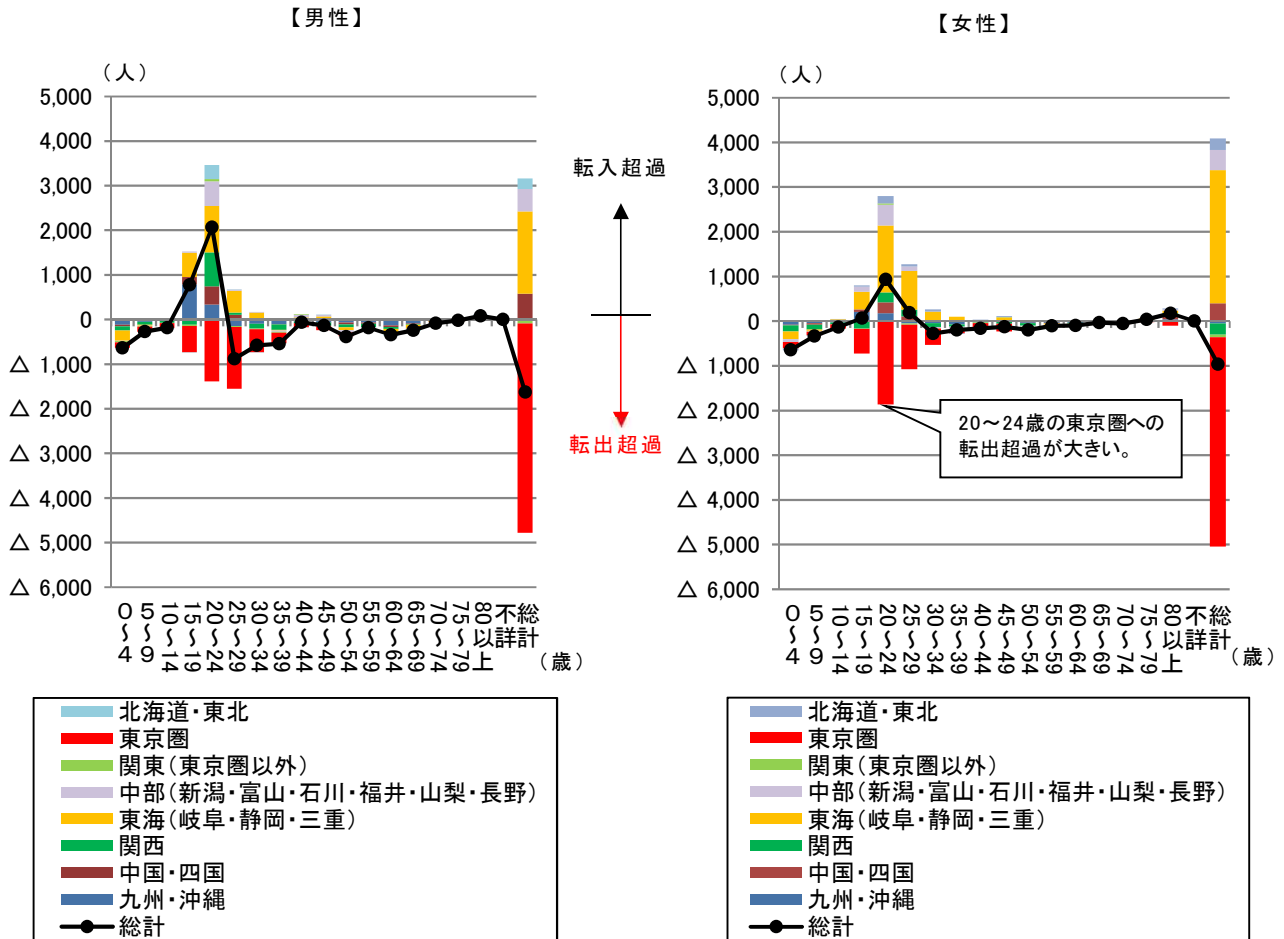
- (1) 県・市町村の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (2) 「デジタル田園都市国家構想交付金」の「地方創生推進タイプ（仮称）」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとする。

(背景)

- 本県では、2020年3月に第2期「人口ビジョン」と、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2022年3月改訂）を策定し、地方創生の実現に向けた取組を継続的に進めている。
- 本県の人口は、2020年に、本県調査開始以来、初めて減少に転じ、2021年も前年に引き続き減少となった。さらに、本県の人口移動の状況を見ると、若年層の女性を中心に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転出超過が続いており、こうした東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 第2期においても、長期的な人口の維持を図る「人口ビジョン」の実現に向けた取組を切れ目なく推進していくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- デジタル田園都市国家構想交付金に統合される地方創生推進交付金については、長期計画で、1/2の地方負担を求めるものにも関わらず、事業申請要件等詳細が申請期限近くまで示されないことから、事業の効率的な実施や計画的な事業の設計が困難となっている。
- また、条件不利地域における市町村においては、同交付金の申請要件のうち官民協働及び地域間連携を満たすことが難しくなっているため、要件の緩和が求められている。

( 参 考 )

愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2021年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2021年）

## 4 4 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

### (背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。
- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年 12 月 21 日に、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案 160 件のうち、145 件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、2 件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第 12 次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 新規立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や「従うべき基準」の新設といった状況が生じていることから、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

( 参考 ) 本県の「地方分権改革に関する提案募集」に対する提案(令和 4 年)

提案概要
都道府県健康増進計画等における計画期間を 10 年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない 12 年間とする
民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分）の交付基準を明確化するとともに申請方式・様式を見直す
国民健康保険特別調整交付金のメニュー、申請書類を分野ごと統合する等、交付申請を簡素化する
国民健康保険療養給付費等負担金・普通調整交付金の交付申請額算定について、過去に提出したデータから自動計算されるようにする等、事務を簡素化する
学校施設環境改善交付金申請に必要な施設整備計画の作成について、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとする
子ども読書活動推進計画について、「教育振興基本計画」や自治体が定める「総合計画」等の上位計画への統合を可とする